

日本化成を退職された皆様へ

健康管理手帳申請および退職者健康診断のご案内

弊社を退職された方に対する無料の健康診断についてご案内いたします。

労働安全衛生法では、有害化学物質等を取り扱う作業従事者の体内摂取状況を把握し、化学物質による健康障害を防止するため、あるいは早期に発見、治療するために健康診断の実施について定めております。

この健康診断は、在職中は事業主(会社)が実施しますが、離職後は年2回(じん肺は年1回)、国により無料で国が指定した病院で受けることができます。この国による無料健康診断を受診するためには「健康管理手帳」の取得が必要となります。

健康管理手帳の交付対象の方は次ページ表の対象物質を取り扱う業務に従事し交付要件を満たしている方です。交付にあたっては労働局へ申請が必要となります。次ページ表の業務に従事された方で、まだ、健康管理手帳をお持ちでない方は日本化成小名浜工場人事グループまでお申し出ください。

また、下表の対象物質を取り扱う業務に従事し、当該物質の使用期間が短い等の理由で交付要件を満たさない方につきましては、ご希望があれば年に1回「退職者健康診断」を会社が費用を負担して実施することといたしましたので、ご利用をされる場合は日本化成小名浜工場人事グループまでお申し出ください。

<担当窓口>

日本化成 小名浜工場 人事グループ

住所: 〒971-8101 福島県いわき市小名浜字高山34

電話: 0246-54-3120(受付時間 10:00~12:00, 13:00~16:30)

FAX: 0246-54-6970

対象物質等	交付要件
<p>1 ベンジジン及びその塩(これらの物をその重量の 1%を超えて含有する製剤その他の物を含む)を製造し、又は取り扱う業務</p> <p>2 β-ナフテルアミン及びその塩(これらの物をその重量の 1%を超えて含有する製剤その他の物を含む)を製造し、又は取り扱う業務</p>	<p>当該業務に 3 ヶ月以上従事した経験を有すること</p>
<p>3 じん肺法第 2 条第 1 項第 3 号に規定する粉じん作業に係わる業務</p>	<p>じん肺法の規定により決定されたじん肺管理区分が管理 2 又は管理 3 であること</p>
<p>4 クロム酸及び重クロム酸塩並びにこれらの塩(これらの物をその重量の 1%を超えて含有する製剤その他の物を含む)を製造し、又は取り扱う業務。ただし、これらの物を鉱石から製造する事業場以外の事業場における業務を除く。</p>	<p>当該業務に 4 年以上従事した経験を有すること</p>
<p>5 三酸化砒素を製造する工程において、焙焼若しくは精製を行い、又は砒素をその重量の 3%を超えて含有する鉱石をポット法若しくはグリナワルド法により精錬する業務</p>	<p>当該業務に 5 年以上従事した経験を有すること</p>
<p>6 コークス又は製鉄用発生炉ガスを製造する業務。ただし、コークス炉上において若しくはコークス炉に接して又はガス発生炉上において行う業務に限る。</p>	<p>当該業務に 5 年以上従事した経験を有すること</p>
<p>7 ビス(クロロメチル)エーテル(これをその重量の 1%を超えて含有する製剤その他の物を含む)を製造し、又は取り扱う業務。</p>	<p>当該業務に 3 年以上従事した経験を有すること</p>
<p>8 ベリリウム及びその化合物(これをその重量の 1%を超えて含有する製剤その他の物(合金にあっては、ベリリウムのその重量 3%を超えて含有する物に限る)を含む)を製造し、又は取り扱う業務。</p>	<p>両肺野にベリリウムによる慢性の結節性陰影があること</p>
<p>9 ベンゾトリクロリドを製造し、又は取り扱う業務(太陽光線により塩素化反応をさせることによりベンゾトリクロリドを製造する事業における業務に限る)</p>	<p>当該業務に 3 年以上従事した経験を有すること</p>
<p>10 塩化ビニルを調合する業務又は密閉されていない遠心分離器を用いてポリ塩化ビニル(塩化ビニルの共重合体を含む)の懸濁液から水を分離する業務</p>	<p>当該業務に 4 年以上従事した経験を有すること</p>
<p>11 ジアニシジン及びその塩(これをその重量の 1%を超えて含有する製剤その他の物を含む)を製造し、又は取り扱う業務</p>	<p>当該業務に 3 ヶ月以上従事した経験を有すること</p>
<p>12 石綿(これをその重量の 1%を超えて含有する製剤その他の物を含む)を製造し、又は取り扱う業務。</p>	<p>(1)両肺野に石綿による不整形陰影があり、又は石綿による胸膜肥厚があること</p> <p>(2) 石綿等の製造作業、石綿等が使用されている保温材、耐火被覆材等の張付け、補修若しくは除去の作業、石綿等の吹付けの作業又は石綿等が吹き付けられた建築物、工作物等の解体、破碎等の作業(吹き付けられた石綿等の除去の作業を含む。)に 1 年以上従事した経験を有し、かつ、初めて石綿等の粉じんにはばく露した日から 10 年以上を経過していること</p> <p>(3) 石綿等を取り扱う作業((2)の作業を除く。)に 10 年以上従事した経験を有していること</p> <p>(4) (2)及び(3)の同じ作業場内で石綿を取り扱わない業務(周辺業務)に従事し、(1)の所見があること</p> <p>(5)(2)及び(3)に掲げる要件に準ずるものとして厚生労働大臣が定める要件に該当すること</p>